

指定テーマ型募集シート

募集テーマ	企業版ふるさと納税の企業への効果的なアプローチの方法
募集テーマの概要	<p>宮崎市では、企業版ふるさと納税の取組を強化して寄附額を増やし、寄附額を財源とする事業の充実を図りたいと考えています。</p> <p>そこで、企業版ふるさと納税に該当する宮崎市外に本社が所在する企業を対象とした効果的なアプローチの方法に関し、提案やアイデア、それらを実証実験する連携事業者を募集します。</p>
募集テーマの目的	企業版ふるさと納税の取組を強化して寄附額を増し、寄附額を財源とする事業の充実を図ります。

企業版ふるさと納税は、対象となる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附した場合、法人関係税（法人税、法人住民税、法人事業税）から税額控除される制度です。寄附した企業の税額の軽減効果は、寄附額の最大9割となっており、企業が寄附しやすい仕組みとなっております。

しかしながら、個人版ふるさと納税と異なり、返礼品の提供など、寄附に対する経済的な見返りが禁止されており、企業側に対し、寄附行為によるメリットを提示することが難しく、企業に対し効果的なアプローチ方法が確立できていない状況です。

<参考_企業版ふるさと納税制度概要（出典_内閣府 企業版ふるさと納税ポータルサイト）>

企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への**経済的な見返りは禁止**
- **寄附額は事業費の範囲内**とすることが必要

※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

例) 1,000万円寄附すると、**最大約900万円**の法人関係税が軽減。
 ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
 ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
 ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ

◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,376市町村(令和4年4月1日時点)

募集テーマの背景や課題

本市では、市や国のホームページに本市が寄附を募集する事業を掲載したり、仲介事業者による仲介サービスを活用しながら寄附金の募集を行っておりますが、本市の寄附受入実績は、令和4年4月30日現在で、2件・510万円にとどまっています。

本社（地方税法における、主たる事務所または事業所）が宮崎市に所在する場合の寄附は、企業版ふるさと納税の対象とならないことから、市外の事業者に対する効果的なアプローチ方法の確立が必要となっております。

<p>募 集 対 象</p> <p>※■が今回の募集の対象です。</p>	<p>■テーマに関する提案及び連携事業者を募集します ⇒テーマに関する公民連携の提案・アイデア及び連携事業者の両方を募集するものです。</p> <p>□テーマに関する提案やアイデアのみを募集します ⇒宮崎市が今後の事業等の方針や仕様を定めるために、提案やアイデア等のみを募集するものであり、連携事業者を募集するものではありません。</p>
<p>宮崎市が希望する提案</p>	<p>市外の企業を対象とした具体的なアプローチの方法</p>
<p>宮崎市が予算措置する可能性</p>	<p>先行して実証実験を実施した結果を踏まえ、予算措置を検討することがあります。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>実証実験に対する予算措置はありません。提案やアイデアによっては、実証実験を実施しない場合があります。</p>
<p>募 集 期 間</p>	<p>随時</p>
<p>担 当 部 署 (問い合わせ先)</p>	<p>宮崎市企画財政部 都市戦略局 都市戦略課 公民連携推進室 電話：0985-44-2803 E-mail：01tosisen@city.miyazaki.miyazaki.jp</p>